

川口市地域防災計画の一部修正（案）について

「川口市地域防災計画」は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的に、「災害対策基本法」に基づき、「防災基本計画」及び「埼玉県地域防災計画」と整合を図り策定している。今年度の修正案は、新たな防災協定の追加と数値の更新や一部記載を修正するもの。

【主な修正項目】

1 防災協定の追加

新たに防災協定を 4 件追加するもの。

協定名称	相手方	概要	締結日
災害時における物資の供給等に関する協定	スギホールディングス（株）	食料品や日用品等の供給	令和 6 年 8 月 14 日
災害時における支援協力に関する協定	（株）遊楽	一時滞在場所の提供	令和 6 年 9 月 3 日
災害時における一時避難場所の提供に関する協定	（株）ヤオコー	避難場所の提供	令和 6 年 11 月 29 日
災害時における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する協定	ヤマト運輸（株）	・物資の輸送 ・物資集積場所の運営補助	令和 7 年 1 月 16 日

2 数値の更新や一部記載を修正

時点更新に係る記載の変更等を行うもの。

令和6年度川口市地域防災計画改定 修正等一覧(案) 本編/用語集

ページ	種別		現在	案
1-010	修正	【1-2.】6行目	また、～そのうち約50%にあたる	49.6%
〃	修正	【1-2.】表中	昼夜間人口率	昼夜間人口比率
1-013	修正	【3-2.】表中		利用状況の数値を令和5年度のデータに更新
2-004	修正	【4-1.】3行目	令和5年4月1日時点の本市の公園整備状況は、公園数461箇所、総面積約212.1haであり、人口1人あたりの公園面積は3.51㎡となっている。	令和6年4月1日時点の本市の公園整備状況は、公園数461箇所、総面積212.7haであり、人口1人当たりの公園面積3.50㎡となっている。
2-015	修正	【2-1.】表中	救護活動拠点の「医療救護所」	救護所
2-017	修正	【2-2.】2行目	また、新庁舎二期棟、両建物に付属する駐車場～	また、新庁舎二期棟には、揚水施設を設置し、災害時の断水等の際には地下水により水源の確保を図る。両建物に付属する駐車場～
2-018	修正	【2-5.】1行目	～になる医療救護所や市内の医療機関とする。	～になる救護所や市内の医療機関とする。
2-026	追加	【2-1.】		・新総合防災情報システム(国)
2-027	削除	【3-1.】2～3行目	また、～危機管理部、総務部、市民生活部が状況分析担当として、～	
2-028	修正	第5節 2行目	女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取入れた防災体制の確立に努める。	女性の参画の推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備に努める。
2-030	修正	【2-2.】3～4行目	令和5年10月現在、市内230町会・自治会のうち146町会・自治会を整備対象としており、144町会・自治会に整備している。	令和6年10月現在、市内230町会・自治会のうち148町会・自治会を対象とし、146町会・自治会に整備している。
〃	追加	【2-2.】		文末に「また、延焼危険の高い町会・自治会に対し、複数基設置する。」
〃	削除	【2-3.】見出し	経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化	
〃	修正	【2-3.】1行目	本市の公設防火水槽933基のうち、321基は50年以上経過している。	本市の公設防火水槽935基のうち、345基は50年以上経過している。
〃	削除	【2-3.】3～4行目	～に基づき経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化を実施する。	
2-031	削除	【3-3.】3～4行目	～を整備するとともに、経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化を計画的に行う。	
2-042	修正	【2.】2行目	～て、対応可能医療機関を定め、対応マニュアル等の整備を進める。	～て、県と調整を行い体制の整備を進める。
2-049	修正	【2-1.】(3) 1行目	災害用伝言版(WEB171)、	災害用伝言板(WEB171)、
2-052	修正	【1-1.】【例】	・主 食	・主食
2-057	追加	【4-1.】表中		災害廃棄物の1行目に「被災により発生したもの」
〃	追加	【4-1.】表中		災害廃棄物の7行目に「・家庭、避難所等の生活の中で発生したもの」
2-057	修正	【4-2.】(1)3行目	～、県、近隣市町及び民間の廃棄物処理事業者などと連携を図る。	～、県、近隣市等及び民間の廃棄物処理事業者等と連携を図る。
2-058	修正	【4-3.】(2)2行目	～、近隣市町村及び民間の廃棄物処理事業者等と協議を行う。	～、近隣市等及び民間の廃棄物処理事業者等と協議を行う。
2-064	修正	【2-1.】2行目	～定める条例」(以下「条例」という。)において、～主な事項は次のとおりである。	～定める条例」の一部改正に伴い、令和5年4月1日より、保育所、家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。))は、安全計画を策定することが義務付けられたところである。
〃	追加	【2-1.】(3)の下		また、幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により準用する学校保健安全法の規定により、学校安全計画を策定することが義務付けられている。
2-071	修正	【3-1.】(1)	災害対策マニュアルの作成	災害対応マニュアルの作成
2-072	修正	【3-1.】(2)	危機管理・防災ハンドブックの作成	地域防災計画 初動編の作成
〃	修正	【3-1.】(2)2行目	危機管理・防災ハンドブック	地域防災計画 初動編
〃	修正	【3-1.】(2)3行目	危機管理・防災ハンドブック	地域防災計画 初動編
〃	修正	【3-1.】(2)12行目	ハンドブック	地域防災計画 初動編
2-079	修正	【2-1.】(1)2～3行目	地区災害ボランティアセンター	サテライト
2-080	削除	【2-1.】(2)2行目	麻しん・結核等感染症	
〃	修正	【2-2.】5行目	地区災害ボランティアセンター	サテライト
3-023	削除	【1-1.】図中	状況分析(情報)担当「・危機管理部 ・総務部 ・市民生活部」	
3-027	修正	【2-1.】表中	・医療救護所開設状況	・救護所開設状況
3-037	修正	【1-1.】(1)【具体的な役割】4行目	・医療救護所の設置の検討・運営	・救護所の設置の検討・運営
3-038	修正	【1-5.】枠内	(令和5年3月 埼玉県防災会議)	(令和6年3月 埼玉県防災会議)
3-039	追加	【1-5.】枠内		資料:「埼玉県地域防災計画」(令和6年3月 埼玉県防災会議)
3-040	削除	【5-2.】1行目	埼玉県広域災害救急医療情報システム	
3-045	修正	【1-2.】(1)表中県・情報提供、広報の1行目	・災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報	・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板サービスを利用した安否確認の促進広報
〃	修正	【1-2.】(1)表中県・情報提供、広報の7行目	・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起	・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
3-062	修正	【1-2.】表中		令和6年度埼玉県水防計画によるものに更新
3-063	修正	【1-2.】表中		令和6年度埼玉県水防計画によるものに更新
3-073	修正	【1-2.】(1)5行目	災害廃棄物処理実施計画	川口市災害廃棄物処理実施計画
〃	修正	【1-2.】(2)イ1行目	近隣市	近隣市等
〃	修正	【1-2.】(2)イ1～2行目	廃棄物処理事業者など	廃棄物処理事業者等
3-075	修正	【1-4.】(2)	災害廃棄物処理実施計画の策定	川口市災害廃棄物処理実施計画の策定
3-093	修正	【2-4.】3.表中電気通信設備3～4行目	災害伝言ダイヤル・災害用伝言版の提供等の応急措置を行うとともに～	災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板サービスの提供等の応急措置を行うとともに～
5-013	修正	【2-6.】(2)1行目	「地下鉄火災活動基準」	「地下鉄火災消防活動要領」
5-014	修正	【2-7.】(2)1～2行目	「首都高速道路(高速・川口線)及び～消防活動基準」	「高速自動車国道等における活動要領」
5-033	修正	【5-4.】(1)	電信の確保	通信の確保
5-041	修正	【3-2.】図中	消防局	市消防局
5-085	修正	【5-3.】(2)3行目	～等の助成措置の周知徹底に努める。	～等の助成制度の周知徹底に努める。
〃	修正	【5-3.】(3)2行目	「埼玉県・農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」	「埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金」
〃	修正	【5-3.】(3)2行目	～の助成措置を周知する。	～の助成制度を周知する。
〃	修正	【5-3.】(4)1～2行目	～迅速に把握し、適切な指導を行うとともに、～	～迅速に把握し、適切な情報提供を行うとともに、～
5-086	修正	【1.】1～2行目	広域ネットワーク事故に対する準備警戒～	広域ネットワーク障害に対する準備警戒～
5-088	修正	【1-4.】(2)1行目	広域ネットワーク事故時の対策体制構築～	広域ネットワーク障害時の対策体制構築～
5-104	修正	第11節 1～2行目	日本列島には110の活火山(平成23年6月現在・火山噴火予知連絡会)があり、～	日本列島には111の活火山(平成29年6月現在・火山噴火予知連絡会)があり、～
〃	追加	第11節		出典:気象庁HP
用-3	修正	表中	医療救護所	救護所
用-6	追加	表中		きらり川口情報メールの5行目に「なお、川口市公式LINE登録者にも同じ情報を配信している。」
用-7	修正	表中	後方医療機関の「医療救護所」	救護所
用-9	修正	表中	災害用伝言版(WEB171) 災害用伝言ダイヤル(171) 災害用伝言板サービス	災害用伝言ダイヤル(171) 災害用伝言板(web171) 災害用伝言板サービス

令和6年度川口市地域防災計画改定 修正等一覧(案) 資料編

ページ	種別		現在	案
1	修正	表中1行目	消防庁防災課震災対策室	消防庁防災課応急対策室
〃	修正	表中17行目	鳩ヶ谷郵便局の時間内電話番号「048(282)0147」	048(281)3800
〃	削除	表中20行目	東日本電信電話(株)埼玉事業部の時間外電話番号「0120-444113」	
〃	修正	表中24行目	日本通運(株)浦和支店	日本通運(株)川口オペレーションセンター
〃	修正	表中25行目	東京電力パワーグリッド((株)川口支社の時間内電話番号「0120(995)007」	048(638)2805
〃	修正	表中28行目	大東ガス(株)鳩ヶ谷営業所の時間外電話番号「(本社転送)」	(供給保安センター【三芳町】転送)
3	修正	2 表中左側1行目	青木町公園の所在地「西青木4-8-1」	西青木4-8
4	削除	(横曽根地区)表中右6行目	「(旧)市立県陽高等学校」の名称及び所在地	
〃	修正	(横曽根地区)表	(横曽根地区)「32か所」	31か所
〃	追加	(青木地区)表中		施設名「前四さつき公園」、所在地「本前川1-9-18」
〃	修正	(青木地区)表	(青木地区)「48か所」	49か所
5	追加	(南平地区)表中		施設名「朝日1丁目東公園」、所在地「朝日1-20」
〃	修正	(南平地区)表	(南平地区)「46か所」	47か所
7	追加	(鳩ヶ谷地区)表中		施設名「里第6公園」、所在地「大字里923」
〃	修正	(鳩ヶ谷地区)表	(鳩ヶ谷地区)「38か所」	39か所
8	追加	表中No28	朝日公民館	朝日公民館※1
9	修正	表中No48	イオンモール川口前川【駐車場】※1	イオンモール川口前川【駐車場】※2
〃	追加	表中No61	根岸公民館	根岸公民館※1
〃	修正	表中No64	神根西公民館※2	神根西公民館※1
〃	修正	表中No65	イオンモール川口【駐車場】※1	イオンモール川口【駐車場】※2
〃	修正	表中No66	イイナパーク川口【駐車場】※1	イイナパーク川口【駐車場】※2
11	修正	表外	※1 ～(省略)は、車中泊の避難施設として開設します。ただし、車両のみの避難はできません。	※2 ～(省略)は、車中泊が可能な避難施設として開設します。ただし、車両のみの避難はできません。
〃	削除	表外	※2 令和6年1月～令和9年7月解体工事含む建て替え工事(予定)	
〃	追加	表外		※1 休館情報の表を追加
16～41	修正	表	要配慮者利用施設一覧	最新の情報に更新
43	修正	表中No76	南消防署新郷分署	東消防署新郷分署
44	修正	表中No144	南消防署安行分署	東消防署安行分署
〃	修正	表中No200	南消防署鳩ヶ谷分署	東消防署
45	修正	5 表中呼出番号106	道路維持課遠隔	道路管理課遠隔
〃	修正	5 表中呼出番号107	道路建設課遠隔	道路維持課遠隔
43～48	修正	表	川口市防災行政無線一覧	最新の情報に更新
61～64	修正	表	川口歯科医師会加入医療機関一覧表	最新の情報に更新
66	修正	表	危険物施設一覧	最新の情報に更新
67	修正	表	関東地方整備局 北首都国道工事事務局	関東地方整備局 北首都国道事務所
72	修正	表中1行目	一般社団法人川口市医師会、川口市歯科医師会の事務①中「 <u>傷病者の傷害等の区分の判明</u> 」	傷病者の傷害等の区分の判定
76	追加			一覧右上に「(令和6年4月現在)」
〃	修正		災害拠点病院に指定された病院	一覧の順番を埼玉県HPどおりに修正 病院名称の表記を修正(厚労省「災害拠点病院R6.4.1参照」)
〃	追加			一覧の下に「※埼玉医科大学総合医療センター及びさいたま赤十字病院を令和2年3月27日付けで基幹災害拠点病院に指定」
77	修正	図中	川口さくら病院	タムスさくら病院川口
79	修正	1行目	令和2年度時点における本市の～(省略)、世帯数は270,957世帯である。	287,410世帯
80	修正	表中	昼夜間人口率	昼夜間人口比率
81	修正	表中	就業者	15歳以上就業者
〃	修正	表中	通学者	15歳以上通学者
82	修正	3行目	また、市内に居住している外国人は、42,036人(令和5年10月1日現在)である。	46,931人(令和6年10月1日現在)
〃	修正	表中	65歳以上人口の人数「139,234人」	139,267人
〃	修正	表中	65歳以上人口の備考「令和6年1月1日現在」	令和6年10月1日現在
〃	修正	表中	75歳以上の単身高齢者の人数「14,087人」	15,124人
〃	修正	表中	75歳以上の単身高齢者の備考「令和4年10月1日現在」	令和5年10月1日現在
〃	修正	表中	身体障害者手帳所持者(1～3級)の人数「11,165人」	11,005人
〃	修正	表中	身体障害者手帳所持者(1～3級)の備考「令和5年11月末現在」	令和6年9月末現在
〃	修正	表中	療育手帳所持者(○A・A・B)の人数「2,936人」	3,017人
〃	修正	表中	療育手帳所持者(○A・A・B)の備考「令和5年11月末現在」	令和6年9月末現在
〃	修正	表中	精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)の人数「4,061人」	4,361人
〃	修正	表中	精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)の備考「令和5年11月末現在」	令和6年9月末現在
〃	修正	表中	外国人の人数「42,036人」	46,931人
〃	修正	表中	外国人の備考「令和5年10月1日現在」	令和6年10月1日現在
83	修正	表	防災会議員名簿	最新の情報に更新
84～87	修正	表	指定文化財一覧	最新の情報に更新
88	修正	表	土地区画整理事業施行状況	最新の情報に更新
89	修正		令和5年10月1日現在	令和6年10月1日現在
115	修正	表中	応急仮設住宅の供与の○建設型応急住宅の費用の限度額2.中「 <u>基本額1戸当たり6,775,000円以内</u> 」	基本額1戸当たり6,883,000円以内
〃	修正	表中	応急仮設住宅の供与の○建設型応急住宅の備考1.中「 <u>～(省略)の経費として6,775,000円以内であればよい。</u> 」	～(省略)の経費として6,883,000円以内であればよい。
〃	修正	表中	応急仮設住宅の供与の○建設型応急住宅の備考4.中「令和5年4月1日時点」	令和6年8月1日時点
〃	修正	表中	応急仮設住宅の供与の○賃貸型応急住宅の備考2.中「令和5年4月1日時点」	令和6年8月1日時点
116	修正	(一番下)表中	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理の費用の限度額「1世帯当たり50,000円以内」	1世帯当たり51,500円以内
〃	修正	(一番下)表中	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理の備考「令和5年4月1日時点」	令和6年8月1日時点
117	修正	表中	日常生活に必要な最小限度の部分の修理の費用の限度額「①～(省略)706,000円以内」	①～(省略)717,000円以内
〃	修正	表中	日常生活に必要な最小限度の部分の修理の費用の限度額「②～(省略)343,000円以内」	②～(省略)348,000円以内
〃	修正	表中	日常生活に必要な最小限度の部分の修理の備考「令和5年4月1日時点」	令和6年8月1日時点
〃	修正	表中	障害物の除去の費用の限度額「138,700円以内」	140,000円以内
〃	修正	表中	障害物の除去の備考「令和5年4月1日時点」	令和6年8月1日時点
146	修正		罹災証明申請書	様式変更
189～192	修正		川口市防火防災訓練災害補償規則	最新の情報に更新
208～215	修正		災害時相互応援協定関係一覧	最新の情報に更新